

組合では以下の事項について人事当局へ申し入れを行ってきました。

① 災害時の勤務体制について

公共交通機関（バス、鉄道）がストップしガソリンが調達できないにもかかわらず、福島～白河間なども出勤するよう命じる所属長があるので、所属長は災害時の対応マニュアルに基づき命令するよう徹底させること。

② 職員の安否確認をしたい。組合側では 4 人の安否が確認できないと聞いている。早急に確認してほしい。（3月23日現在安否不明職員 2名）

③ 必要な場合は宿泊命令を発すること。

災害時に出勤不可能な場合は、最寄りの公所に出勤することになっているが、本来業務をするよう命じられ、一旦帰宅すればガソリンを給油できない為出勤できなくなるので、やむなく職場近くに宿泊している実態がある。仕事を命令するのと一緒に宿泊命令も行うべき。

④ 各振興局で管理している職員公舎に空きがあるので、災害または燃料不足で通勤できない職員に臨時に使用を認める措置を取るべき。

県側から正式回答あり「災害対策業務のため県内全ての職員公舎の空き部屋を無料で提供する。（入居料無料、光熱水費と共益費は県費で負担）希望者を募って割り当てる」

⑤ 南相馬合同庁舎の放射線測定地について職員に公表すべき。（避難指示が第 1 原発半径 20 キロメートル圏で南相馬合庁は 22 キロ）その上で職務命令があるべき（放射線レベルが高い時は外での仕事は制限すべき。またはさせない）場合によっては、公所機能を移転すべき。

⑥ 放射線濃度が高い地域で働いている職員に対し、フィルムバッジまたはポケット線量計、安定ヨウ素剤を支給すべき。また、外の仕事は時間制限を設けること。

⑦ 福島市の放射線量が県内の中で南相馬より高い数値を示している。（23.18 マイクロシーベルト/h）妊娠している人、乳飲み子を育てている人は通勤時に浴びる放射線が子供に悪影響を与えるかねないので自宅勤務措置とすべき。

⑧ 飯館、浪江も含めて野菜を採取するよう命じられている。直ちにやめさせるよう申し入れする。

⑨ 避難を余儀なくされている職員の服務の取り扱いはについて

「風水震火災等による職員の住居の滅失等を事由とする休暇」が適用となる。（7 日の範囲内で所属長が承認した期間）しかし、今回原発事故の場合、住居には住めるが避難指示により避難してきた場合が該当しないこととなる。また 7 日間の範囲内とする期間についても、避難指示解除がされないと自宅に戻れない状況にあることで原発事故を踏まえた制度の必要性について申し入れした。

これに対し当局は「組合の問題意識に基づいて早急に検討する。現時点で年休扱いとなっているものについては、後日新たな取り扱いが決定し次第、年休を変更する」と回答。